

令和2年度 陸別町景観形成事業

空家等の解体撤去に対する経費の一部を助成します。

空家を所有していて、その空家を解体し住宅を建替えしようとする方、また、老朽化した住宅を建替えしようとする方など、この制度の利用により空家等を取壊した後、景観に配慮した土地の有効活用によって陸別町の景観形成を進めてください。

* 空家等の解体撤去に係る補助金額は次のとおりです。

◎ 補助の内容

空家の構造	補助基本額	補助率	補助金額
木造基礎無（束石）	@8,400円 × 空家延面積(m ²)	× 90% =	
木造基礎有（布基礎）	@12,300円 × 空家延面積(m ²)		
非木造（ブロック等）	@15,900円 × 空家延面積(m ²)		

<補助上限額>

- ① 空家等を解体撤去した後、その場所に住宅を新築（建替え）する場合は、母屋1棟につき、補助金額の上限は50万円。
- ② 空家等を解体撤去した後、更地（物置・車庫・事務所等の設置を含む）にする場合は、母屋1棟につき補助金額の上限は35万円。

延床面積70㎡の木造基礎無し住宅を解体した場合(解体後更地)

補助基本額 8,400円 × 70㎡ = 588,000円

補助率90% 588,000円 × 90% = 529,200円

※解体後に更地となる場合の補助金の上限は35万円なので
当解体に係る補助金額は 35万円となります。

- ◇ 補助対象の空家等は、個人所有の住宅であり、陸別町内に本店をおく事業者が解体を行うものに限りです。
- ◇ 対象地域は、陸別町市街地です。
- ◇ 申請手続き等詳しくは、役場総務課企画財政室までお問い合わせください。

問合せ・申込先 陸別町役場総務課企画財政室 (27-2141 内線 215)

※申請から補助金交付決定（解体着手可能）となるまで時間がかかるので、早めにご相談ください。